

令和3年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和3年12月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第13号 専決処分の報告について
- 8 報告第14号 専決処分の報告について
- 9 報告第15号 専決処分の報告について
- 10 議案第75号 音調津避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 11 議案第76号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 12 議案第77号 広尾町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第78号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第79号 広尾町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第80号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第81号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第82号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第83号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第84号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第85号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第86号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第87号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 23 議案第88号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
 24 議案第89号 南十勝複合事務組合規約の変更について
 25 議案第90号 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
住 民 課 主 幹	西 脇 秀 司
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正 樹
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大

地域包括支援センター長	村	上	洋	子
兼健康管理センター長	宝	泉		大
健康管理センター次長	三	浦	直	子
健康管理センター次長	雄	谷	幸	裕
保健福祉課子育て支援室長	浜	頭		力
子育て世代包括支援センター長	佐	藤	清	美
認定こども園ひろお保育園長	成	田	まゆみ	
認定こども園ひろお保育園副園長	西	脇	優	子
兼豊似保育所長	成	田	まゆみ	
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農林課長	平		浩	則
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
建設水道課主幹	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港湾課長	森	谷		亨
港湾課長補佐	安	岡	伸	弘

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	白 石 晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利 夫
併 書 記 長	山 岸	直 宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
事 務 局 長	寺 井	真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石	晃 基
事 務 局 次 長	保 坂	一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤	香 月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第4回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

12月3日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告3件、議案25件を受理しております。また、議会から意見書案3件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より令和3年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一般質問は、4人の議員から通告があり、12月9日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日7日から12月10日までの4日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日7日から10日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から12月10日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書17ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和3年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況ですが、（1）、開催日は令和3年10月21日木曜日です。

（2）、開催場所は、議事堂議員控室です。

（3）の出席委員等から（5）、出席議会事務局職員は、省略をさせていただきます。

2、調査の内容です。

（1）、GIGAスクールの現状と課題について、資料に基づき説明を受けました。

①、GIGAスクール構想の実現。

ア、Society5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。

このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。

イ、事業概要です。

校内通信ネットワーク整備事業。

希望する全ての小・中・特別支援学級・高等学校等における校内LANを整備、加えて小・中・特支等に電源キャビネットを整備する。

児童生徒1人1台端末の整備事業。

小・中・特別支援等の児童生徒が使用するパソコンの端末を整備する。

②、「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学習の例として、ア、「調べ学習」、イ、「表現・制作」、ウ、「遠隔教育」、エ、「情報モラル教育」などあります。

③ですが、GIGAスクールの現状と課題です。

アとして、学校でのGIGAスクール環境整備の状況です。

（ア）、広尾小学校は「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」により、令和2年度に校内LAN環境を整備しています。

それから、(イ)、豊似小学校ですが、平成31年1月の校舎新築時に校内LAN環境を整備しています。

それから、(ウ)、広尾中学校です。「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」により、令和2年度に校内LAN環境を整備しています。

それから、(エ)、その他ですが、端末は、令和元年5月1日現在「学校基本調査」の児童生徒数により整備をしています。

本町では、既存の資源を活用でき、操作性を考え、ウィンドウズOS端末を選択しています。

(オ)、校内LAN環境整備に係る事業費（令和2年度整備分）。

事業費総額、財源内訳は、記載のとおりです。

また、(カ)、タブレットパソコン等購入に係る経費ですが、事業費総額、財源内訳も記載のとおりです。

イ、町内各校における1人1台端末の利活用状況です。

(ア)、広尾小学校は、端末は、1年生は操作練習段階、2年生から6年生までは各教科で利活用しています。

(イ)、豊似小学校は、端末は1年生から6年生まで各教科で利活用しています。

(ウ)、広尾中学校、端末は1年生から3年生まで各教科で利活用しています。

ウ、臨時休業（休校）になった場合のオンライン学習について。

(ア)、広尾小学校、双方向で実施可能。ただし、1年生や特別支援学級については、難しい児童もいると思われます。

(イ)、豊似小学校は、対応可能だが、複数学級での同時接続は通信環境の関係で難しいとのこと。

(ウ)、広尾中学校は対応可能、現在は配信のみです。

次に、エ、家庭（児童・生徒）の通信環境についてです。

(ア)、広尾小学校は、オンライン学習に対応できる環境がある168世帯、環境がないは5世帯です。

(イ)、豊似小学校、オンライン学習に対応できる環境がある22世帯、環境がないは3世帯です。

(ウ)、広尾中学校、オンライン学習に対応できる環境がある117世帯、環境がないは7世帯です。

オ、端末の利活用についての研修会の開催・参加状況です。

校内研修の開催、基本的に全員参加。

それから、教育研究所主催の講座等も開いています。

カ、課題です。

教職員のICTスキルの向上。

情報活用能力の育成（教育課程への適切な位置づけ）。

ICTを活用した授業改善。

情報モラル教育の充実。

児童生徒の家庭へのタブレット端末の持ち帰り。正しい使い方を徹底することが必要だということです。

特別支援学級児童用のソフトや周辺機器の充実。

ADSL回線のため、複数台同時にインターネット接続するとフリーズするということが豊似小学校であります。

キ、その他、高校のGIGAスクールは、令和3年度中にLAN環境の整備を終え、導入は令和4年度を予定しているとのこと。これは北海道で整備をするものです。

主な質疑ですが、委員から、チャット機能を使った誹謗中傷を受けたことによるいじめ自殺問題が報道されていた。家庭に端末を持ち帰った際の「使用ルールづくり」が必要ではないかとの質疑があり、これに対しては、本機能は授業中のみ使用できる環境となっているが、端末自体の使用時間制限はできない。各家庭に「使用ルール」のプリントは配付している。夜遅くまでの使用など、家庭でのルールづくりが必要と考えており、ICT機器の使い方に関わる指導の時間を取りたいとのことでした。

また、委員から、家庭の通信環境で環境がない世帯があるが、これを解消する取組はの質疑があり、これに対しては、モバイル・ルーターの貸出しを行っており、申請が上がってきている状況であるとの説明でした。

また、端末の使用に伴う視力への影響など、健康指導についての質疑があり、これに対しては、今後も使用時間等の指導・徹底を図っていくとの説明がありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書21ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和3年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況であります、（1）、開催日は令和3年10月26日。

(2)、開催場所は、士幌町、上士幌町です。

(3) 番、(4) 番については、記載のとおりであります。

2、調査の内容であります、(1)、道の駅の開設経緯と地場産品の情報発信についてであります。

第6次「広尾町まちづくり推進総合計画」における観光交流施設(「道の駅」機能)事業を踏まえ、管内における新設の「道の駅」について行政視察を行ったものであります。

なお、この視察に際しましては、あらかじめこちらの尋ねたい項目を提示し、その回答を基に報告するものであります。

最初に、①、道の駅「びあ21しほろ」、士幌町であります、ア、設置目的とその背景です。

旧「道の駅」の老朽化・敷地の狭小などの問題と併せて、平成24年12月の国道274号新ルート開通に伴い、国道241号との交差点での「にぎわい創出」の機運から、当該地での移転リニューアルを計画。観光資源の乏しさから通過型の町となっているとともに、農業者による六次産業化の取組を後押しするための販売施設の不足・発信力の低さも課題となっていたことから、この課題解決として新「道の駅」が、基幹産業である「農」と「食」の情報発信を核として、街中商店街や観光地への情報発信、さらには、国道往来者の休憩施設と併せ、防災機能や交通情報など道路機能の向上を図りつつ、さらなる振興の発展に役立てることを目的に設置したものであります、

イ、施設概要であります、開設が平成29年4月。

以下、施設概要、駐車台数、規模等については、記載のとおりであります。

総事業費であります、7億3,833万5,000円(設計費、工事費等)であります。

財源内訳に関しましては、国庫補助金、次世代自動車充電インフラ事業補助金で690万2,000円、道交付金で地域づくり総合交付金として3,250万円、地方債(地域活性化事業債:元利償還金の30%相当額について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入)5億7,510万円、それから一般財源として1億2,383万3,000円。

以上が財源内訳であります。

ウ、整備期間については、平成27年から28年に設計、建設工事が終わっております。

エ、管理運営体制であります、公設民営方式であり、運営形態は公設民営で、指定管理者(「士幌町商工会」)が運営管理。

また、収益部門では、第三者(①、「士幌町農業協同組合」、②、「(株) a t LOCAL (アットローカル)」)に貸与し、運営しております。

体制については下の図のとおりでありますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

なお、地場産品の販売については、士幌町農業協同組合、それから軽食だとか、あるいは飲食部門については、a t LOCALが担当しているところであります。

なお、ちなみにa t LOCALの代表者につきましては、36歳の農業従事の主婦が代表者となっております。

オ、入り込み状況であります、オープンから5年間で31万から45万人の入り込みとなっております。

なお、令和元年、3年目の8月に100万人を突破しているとのことでありました。

カ、車両交通量であります、移転前（平成27年度）に調査したものであります。

昼間12時間（午前7時から午後7時）の交通量は、約1万2,000台となっております。これは、2本の国道が交差する条件が影響しているものと思われます。

キ、物販の売上げ（税込み）及び町指定管理料でありますけれども、物販の売上げはオープンから4年間、おおむね1億2,000万円から1億5,000万円程度で推移しております。また、町指定管理料は2,050万円程度であるとのことであります。

次に、②、道の駅「かみしほろ」であります、ア、設置目的と背景であります。

観光拠点の核として、地域情報等の発信により観光客の町内観光拠点への周遊化や商店街への誘引などの役割を果たすとともに、農畜産物等の地場産品の販売により地域産業の振興を図ることを目的に設置。その背景として、ふるさと納税を通じて町の認知度が全国に広まってきていることを契機に、都市と農村の交流による地域活性化を図るための拠点づくりについて国土交通省に企画提案し、平成27年1月に北海道開発局長より重点「道の駅」候補に選定されました。以降、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事を進め、令和2年6月11日にオープンしたものであります。

イ、施設概要であります、開設が令和2年の6月。

以下、施設概要、駐車台数、規模等は、記載のとおりであります。

なお、総事業費については11億5,658万4,000円。

財源内訳でありますけれども、地方創生拠点整備交付金が国の交付金として5億3,170万7,000円、地方債（一般補助施設整備等事業債：元利償還金の50%相当額について後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入）5億8,640万円となっております。

また、町公共施設整備基金として2,700万円、一般財源が1,147万7,000円となっているものであります。

ウ、整備期間については、記載のとおりであります。

エ、管理運営体制でありますけれども、公設民営方式でありまして、運営形態は公設民営で、指定管理者（上士幌町観光地域商社「株式会社K a r c h（カーチ）」）が運営管理をしているものであります。

その図につきましては、記載のとおりであります。

オ、入り込み状況でありますけれども、オープンした令和2年6月から令和3年3月までで4万3,000人の入り込みとなっております。

カ、車両交通量の調査でありますけれども、昼間12時間（午前7時から午後7時）の交通量は、夏期は7,000台、冬期は5,000台と推計し、このことは、交通量優位立地ではないけれども、特に不利な立地でもないと捉えております。

キ、物販の売上げ（税込み）及び町指定管理料ですが、物販の売上げは令和2年度（令和2年6月から令和3年3月）までで1億3,000万円となっております。また、町指定管理料は2,800万円ですけれども、3年目は1,400万円、5年後にはゼロにするとの予定であります。

以上が士幌町、上士幌町の道の駅行政視察内容でありまして、報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

1点目の令和4年度任用予定の地域おこし協力隊の募集についてであります。

斬新な視点を持ちながら、様々な活動に取り組み、地域の担い手としての期待感の大きい地域おこし協力隊の増員に向けて、近く募集を行う方針が固まりましたので、報告をいたします。

ご承知のとおり、平成21年度から開始された地域おこし協力隊は、都市地域から移住し、地域おこし支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を最大3年間行った後、その地域への定住、定着を図る総務省の取組であります。

最近、政府により地域おこし協力隊のさらなる強化が打ち出された一方、本町では、これまで6名の協力隊を任命し、現在は2名の在籍にとどまっております。今回、第2期広尾町総合戦略や第6次広尾町まちづくり推進総合計画において、町の活性化に向けた様々なプロジェクトに掲げた目標達成のため、協力隊の強化を判断したところであります。

まず、農林分野で農業の安定的な継続と集落の維持に向け、自らも就農に意欲を持ち、農業実習や営農作業支援にも当たるアグリプランナーを担う人材と広尾産木材に光を当てたサンタランド・ウッドの普及拡大と持続可能な森づくりなどを後押しする人材について若干名の任命を計画いたします。

また、商工観光分野では、求められる観光振興に向けた体験型観光業務を担う人材と、食資源開発と食文化の伝承プロジェクトに向けて特産品開発等の推進を担う人材について同じく若干名、合計6名程度の協力隊の募集を行い、令和4年4月の任命に向けて速やかに準備を進めていきたいと考えております。

なお、人材募集情報の最適化を勘案し、道東エリアに愛着の高い層へのアプローチを得意とするメディア広告料につきまして、第13号補正で計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の老人福祉センター公衆浴場の営業休止についてであります。

老人福祉センター公衆浴場のボイラーが故障したため、11月30日から臨時休業とさせていただいておりますが、復旧作業が長引くことが見込まれることから、当面の間、公衆浴場の営業を休止いたします。

公衆浴場の代替施設といたしまして、漁村環境改善総合センターの浴場を無料で開放しておりますが、ふだんから公衆浴場を利用されている皆様にご不便をおかけしており、おわびを申し上げます。町民の皆さんに安心して公衆浴場を利用していただけるよう、一日も早い復旧を目指しているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第13号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第13号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第13号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

音調津避難施設建設工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより、令和3年11月24日付で専決処分をしたものであります。

専決処分の理由であります。令和3年議案第57号により議決を頂きました音調津避難施設建設工事の請負契約の締結について、各種工種の設計数量及び仕様が変更となったことに加え、本工事の必要な材料である木材及び合板の著しい価格高騰が生じたことに伴い、一部設計を変更して、請負金額の変更を行うものであります。

変更の内容であります。2の契約額を5,830万円から6,133万6,000円に変更し、303万6,000円の増額となったところであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第13号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第14号～日程第9 報告第15号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第14号 専決処分の報告についてと日程第9、報告第15号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第14号並びに報告第15号 専決処分の報告について、一括して報告させていただきます。

本件2件については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めに基づき、公用車の接触事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和3年11月30日付で専決処分したものであります。

相手方は、記載のとおりであります。

事故の概要は、令和3年10月12日、本町企画課職員が、公用車のトラックで北海道広尾高等学校の敷地内を走行中、校舎スロープ角に公用車の右後方部が接触し、スロープの基礎部分にタイヤ痕が残るなどの損害を与えたものであります。

和解の内容であります。が、広尾町が相手方に損害賠償金の支払いの後、相手方は広尾町に対する損害賠償権を放棄し、本件に関して、裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償は2万7,500円であります。

次に、報告第15号であります。

地方自治法の定めにより、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第12号）を専決処分したものであります。

専決処分の理由であります。

北海道広尾高等学校の敷地内で発生した公用車の接触事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年11月30日であります。

次のページの令和3年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,027万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第1表であります。

歳出から説明をいたします。

7款1項土木管理費は、損害賠償金2万8,000円を計上するものであります。

歳入につきましては、損害賠償金に充当する自動車共済金でありまして、歳出同額の2万8,000円を計上するものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第14号と報告第15号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第10 議案第75号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第75号 音調津避難施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第75号 音調津避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、音調津地区において災害発生時に避難住民等が一定期間過ごすことができる施設として、新たに建設した音調津避難施設の設置及び管理に関する事項について条例を制定するものであります。

初めに、第1条の関係であります。当該施設は地方自治法に規定する公の施設となり得ることから、必要な事項を定めとするものであります。

第2条は、災害時における住民等の生命及び身体の安全の確保並びに本町の地域防災力向上の用に供することを目的に、音調津避難施設を設置とするものであります。

第3条は、避難施設の名称を音調津避難施設、所在地を広尾町字音調津153番地1とするものであります。

第4条は施設の管理について、第5条は利用者の責務について、第6条は避難施設における禁止行為について、第7条は損害賠償の関係について規定しておりまして、第8条は委任を規定しております。

附則におきまして、本条例は、公布の日から施行したいとするものでありまして、本施設の完成を12月中旬に予定していることから、完成検査が終了し、施設の引渡し後に公布を予定しているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第75号 音調津避難施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第76号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第76号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第76号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、総務省自治行政局長が発出した「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」をはじめ、第5次行政改革大綱で取り組むことにした行政手続の簡素化・効率化として、各種行政手続の押印の廃止を進めるに当たり、押印についての記述がある条例を一括して改正したいとするものであります。

初めに、第1条は、広尾町職員サービスの宣誓に関する条例の改正でありまして、面前で署名することを定める規定の削除と、別記様式中にある押印を記す記述を削る改正となっております。

第2条は、固定資産評価審査委員会条例の改正でありまして、押印に関する記述を削り、所要の文言整理等をしております。

第3条は、広尾町火入れに関する条例の改正でありまして、別記第1条様式中にある押印を記す記述を削る改正となっております。

附則におきまして、本条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

議案資料の1ページから4ページに第1条、第2条の条例改正の新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、書式の変更については、印の省略のみとなりますので、新旧対照表は省略させていただきます。

また、押印の見直しについては、条例改正のほか、要綱などに定める様式についても法令や国の通知等により押印が義務づけされているものを除き、慣例的に求めていた押印は原則として廃止する改正を行いまして、広報などで住民の皆様に周知し、同じく令和4年4月1日から施行する予定となっております。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第76号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第77号 広尾町の休日を守る条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第77号 広尾町の休日を守る条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町の年末年始の休日につきましては、地方自治法の規定に基づき、広尾町の休日を守る条例により12月31日から翌年1月5日までと規定されておりますが、国や道並びに管内の市町村で構成するとかち広域消防局、新施設の供用開始時にごみを共同処理する運営主体である十勝圏複合事務組合など、関係機関と業務を連動し、住民の皆様の生活や環境、医療、福祉の増進に資するため、年末年始の休日を12月29日から翌年の1月3日までに改正するものであります。

次の14ページであります。改正文であります。第1条の広尾町の休日を守る条例から第4条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例までのそれぞれの規定中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改め、附則において、本条例は、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

なお、議案資料の5ページから新旧対照表があります。また、8ページに年末年始の休日の改正により、町が管理する施設の休館日等を一覧表にしておりますので、ご確認いただければと思います。

す。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第77号 広尾町の休日进行を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第78号～日程第14 議案第79号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第78号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第14、議案第79号 広尾町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第78号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第79号 広尾町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の全部改正に伴い、それぞれの条文内で引用している条例の参照規定部分を改正するもので、それぞれ「平成8年条例第21号」を「令和3年条例第19号」に改めるものであります。

議案資料の9ページ、10ページにそれぞれ新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、それぞれの附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第78号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第79号 広尾町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第78号と議案第79号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第78号 広尾町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第79号 広尾町企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第15 議案第80号～日程第16 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第80号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第16、議案第81号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第80号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第81号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

議案資料の11ページ、新旧対照表の別表と12ページの別表1をご覧くださいと思います。

それぞれの利用者負担額がゼロ円になっている階層区分の定義に小規模住居型児童養育事業を行う者と里親である教育・保育給付認定保護者を加え、保護者のいない児童や要保護児童を住居において養育する方、里親で教育・保育給付認定保護者となっている方が就労等の理由により委託された児童等に保育の必要性が生じた場合、その利用者の負担額を無料とする改正を行うものであります。

なお、それぞれの附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第80号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第81号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号と議案第81号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第80号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第81号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案２件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第８２号～日程第１８ 議案第８３号

１、議長（堀田） 日程第１７、議案第８２号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第１８、議案第８３号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての２件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

１、町長（村瀬） 議案第８２号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第８３号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案２件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等に基づき、本町においても条例で定める基準を改正しようとするものであります。

保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等に関する基準が緩和され、保育事業者等が保護者へ書面等で説明を行うものなど、保護者の承諾を得て電磁的方法により提供できることとされました。

また、諸記録の作成、保存等についても書面で行うこととしているものについて電磁的方法により対応も可能となり、本町におきましても、それぞれ関係する条例に議案第８２号は議案資料の１６ページ中ほどの第５３条を、それから議案第８３号は同じく議案資料の２１ページ中ほどの第４９条の電磁的記録に関する条項を追加し、所要の改正を行うものであります。

なお、それぞれの附則におきまして、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

１、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案２件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第８２号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第８３号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての２件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号と議案第83号の2件を一括して討論、採決することに決しました。
お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第82号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第83号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第84号

1、議長(堀田) 日程第19、議案第84号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第84号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を定める条例の改正を行うものであります。

現在、妊娠4か月以上の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として1児につき40万4,000円に産科医療補償制度の掛金分1万6,000円を上乗せした42万円が支給されておりますが、令和4年1月1日から当該制度の掛金が4,000円引き下げられることから、支給総額42万円を維持するため、出産育児一時金の支給額を4,000円引き上げたいとするものであります。

議案資料の22ページに新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、附則におきまして、本条例は、令和4年1月1日から施行し、令和3年12月31日以前の出産に係る育児一時金の支給は、なお、従前の例によるものとしてあります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第84号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第85号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第85号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第85号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型社会保障制度として国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

内容といたしましては、未就学児に係る均等割額についてその5割を軽減するものであり、低所得世帯に係る分については、軽減措置後の均等割額にさらに5割軽減をするものであります。この5割軽減につきましては、令和4年度以降の国民健康保険税について適用するものでありまして、地方税法の改正に伴う条文の文言整理も併せて行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案資料の23ページをお開きください。

1つ目の改正の趣旨についてですが、未就学児、いわゆる小学校に上がる前の子どもの均等割を

減額するというものでございます。

続きまして、2番目の軽減の対象となる保険税については、令和4年度の分からで、未就学児の国保税に対して10分の5を乗じて得た額を減額するというものでございます。

また、低所得世帯の応益分については、既に7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、その軽減後の均等割額にさらに上乗せをして軽減を行うというものでございます。

表をご覧ください。

基礎課税額の均等割を例に申し上げます。

左の表、現行の7割軽減世帯でございます。この世帯に属する未就学児については2万6,200円に対して、7割分の1万8,340円が軽減額となり、課税額は7,860円となります。

右の表をご覧ください。

改正後ですが、7割軽減世帯の未就学児は8.5割軽減となるものでございます。その内訳ですが、従来の軽減額7割減額で1万8,340円、残り3割の額7,860円に10分の5を乗じて得た額、金額にして太枠の中に記載しております3,930円を上乗せして減額するもので、トータルが2万2,270円の減額となり、課税額が3,930円となるものでございます。

従来の7割軽減と軽減後の3割分の半分の率となる1.5割を上乗せして、合わせて8.5割軽減となるものでございます。

その下の欄、5割軽減については、残りの5割が同じように半分になるので、2.5割上乗せの7.5割、2割軽減は残り8割分が半分で4割上乗せの6割、軽減なしの世帯は5割軽減となるものでございます。

その下の欄は、後期高齢者支援金分で、考え方は同じでございます。

また、介護納付金分につきましては、40歳以上の被保険者のみに課税されるものでございますので、今回は該当となりません。

また、これに係る財源としましては、国2分の1、道4分の1、市町村が4分の1ということになっております。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第85号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第86号

1、議長(堀田) 日程第21、議案第86号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第86号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

議案資料37ページに新旧対照表があります。

現在の個別排水処理施設の整備区域は、公共下水道排水区及び予定区域を除く区域となっております。この予定区域は中広尾地区など4か所でありまして、公共下水道を整備すべき区域として指定しておりますが、受益者数や財政的な負担を考慮したときに、今後も当分の間具体的な整備計画を持っていない状況にあります。現行の条例では予定区域に居住されている町民の方に水洗化による安全で衛生的な生活を提供できないため、公共下水道が整備されるまでの間、当該区域を予定区域かつ個別排水処理施設の整備区域とし、水洗化の促進を図るものであります。

なお、この条例の改正案につきましては、令和3年度広尾町水道事業及び下水道事業運営審議会において承認いただいているところであります。

本条例は、附則におきまして、令和4年4月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第86号 広尾町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第87号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第87号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第87号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条において、国及び地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえ、消防団員の報酬等の基準の策定等の基準が令和3年4月に示されたところであります。

これによりまして、広尾町消防団員の処遇の改善等の適正化を図るため、報酬額の改定、出勤報酬の創設等、所要の改正を行うものであります。

報酬の額については、いずれも広尾町特別職報酬等審議会に諮問し、承認を得ているところであります。

なお、詳細につきまして担当参事より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

西内総務課参事。

1、総務課参事（西内） 議案第87号について補足説明をさせていただきます。

議案資料38ページ、広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の概要をお開き願います。

今回の主な改正内容についてでございます。

中段の2に示させていただきましたが、(1)、年額報酬額の改定、(2)、出勤費用弁償を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設の2点でございます。

次のページ、39ページをお願いいたします。

4、年額報酬額の改定内容についてでございます。

「消防団員の階級の基準」に定めます「団員」の階級につきましては、年額3万6,500円を標準的な額とされ、「団員」より上位の階級、ここでは班長から団長までの者につきましては、業務の負荷

や職責等を勘案して標準額と均衡の取れた額となるよう基準が示されたものでございます。

続きまして、年額報酬比較表により改定額の説明をさせていただきます。

最上段に基本団員、その下段に団長以下団員までの階級を示しており、これが消防団員の階級の基準でございます。その下が改正前の金額、次に改正後の金額、下段が改正前との比較となっております。

先ほど説明させていただきました中で、団員の年額を3万6,500円とすることから、上位の階級につきましては、均衡を図るため金額を整理し、記載のとおりとするものでございます。

なお、表の右側に示しています機能別団員につきましては、基本団員の改定に伴いまして、多種にわたる特定の業務に従事すること及び均衡を図ることから記載のとおりと改定するものでございます。

続きまして、5、出動報酬の創設内容についてでございます。

消防団員の出動実態等の性質から、現行で災害出動等につきましては、出動費用弁償としての取扱いとしていますが、これを見直し、出動に応じた報酬制度となる「出動報酬」として創設するものでございます。

災害に関する出動につきましては、1日当たり8,000円を標準額とするよう基準が示され、災害以外の出動につきましては、警戒・訓練・出動と出動対応が様々であり、業務や負荷、活動時間等を勘案し、均衡の取れた額と定めることとされたものでございます。

なお、出動報酬につきましては、報酬としての取扱いとなることから、所得税の課税対象となるものでございます。

出動報酬比較表によりまして、説明をさせていただきます。

先ほどと同じように、最上段に基本団員、右側に機能別団員とし、その下の段にそれぞれ現行の出動区分を示させていただいております。

その下になりますが、改正前（出動費用弁償）としての現行額を示させていただき、次に、改正後（出動報酬）としての額、下段が改正前との比較を記載しております。

先ほど説明させていただいたとおり、災害出動につきましては8,000円を標準額とすること、また、課税対象となることも含め、それぞれ均衡を取り、金額を整理させていただき、改定額につきましては、記載のとおりとするものでございます。

40ページから43ページまでは、ただいま説明させていただきました新旧対照表となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、附則におきまして、令和4年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第87号 広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第88号

1、議長(堀田) 日程第23、議案第88号 十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第88号 十勝圏複合事務組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、本町が加入する十勝圏複合事務組合において、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務に係る部分に令和4年4月1日から幕別町忠類地域が加わるため、組合理約の一部を変更しようとするものであります。

本規約の変更は、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされているため、ご提案申し上げるものであります。

附則におきまして、この規約は、令和4年4月1日から施行するものであります。

なお、議案資料の44ページに新旧対照表をお示ししているところであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第88号 十勝圏複合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第89号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第89号 南十勝複合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第89号 南十勝複合事務組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、南十勝複合事務組合において共同処理している事務のうち、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務及び小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務について、幕別町が令和4年3月31日をもって離脱することに伴い、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

本規約の変更は、先ほどの規約変更と同様に、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされているため、ご提案するものであります。

議案資料の45ページをお願いいたします。

第3条の表、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務については、既に現在の南十勝複合事務組合の全ての構成町が現在の十勝圏複合事務組合での共同処理に移行していることから、項目自体を削るものであります。

同表のごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務と小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務について、共同処理する町から「幕別町（旧忠類村地域）」を削るものであります。

次のページの別表の全部改正であります。

共同処理を終了しているし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費の項と実績割の欄を削り、ごみ処理施設、最終処分場及び小動物焼却処理施設の設置並びに管理運営に要する経費を負担する町から「幕別町」を削り、広尾町、大樹町の負担割合をそれぞれ50%とするものであります。

附則におきまして、この規約は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第89号 南十勝複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第90号

1、議長(堀田) 日程第25、議案第90号 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第90号 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について提案理由を申し上げます。

本案は、南十勝複合事務組合において共同処理している事務のうち、「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」及び「小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務」から、令和4年3月31日をもって幕別町(旧忠類村地域)が離脱することに伴い、地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、財産処分について組合を構成する地方公共団体の協議により定め、議会の議決を経たいとするものであります。

次のページの協議書であります。

協議内容の5項目を列記しております。

1と2では、幕別町は、令和3年度の決算剰余金を除き、当該事務に係る同組合の財産の権利を放棄するとし、3と4では、離脱後の経費の負担等について定めております。

5では、その他で協議書に定めのない事項等については、別途3町で協議することを定めるものであります。

また、40ページには、負担内容の計算を示しておりまして、41ページには関係財産の明細をお示ししているところであります

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第90号 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、議事の都合により休会とし、9日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時34分